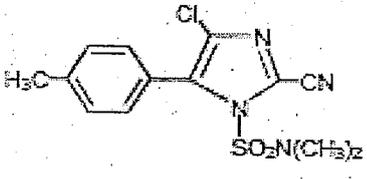


シアゾファミド (Gyazofamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があり、併せてインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	シアノイミダゾール系化合物の殺菌剤である。ミトコンドリアにおける電子伝達系を阻害することにより作用を示すと考えられる。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：キャベツ、はくさい等/べと病、根こぶ病等 インポートトレランス申請：にんじん、パパイア等/疫病等										
我が国の登録状況	そば、ごぼう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてばれいしょ、なす科野菜、うり科野菜等、カナダにおいてばれいしょ、トマト、うり科野菜等、EUにおいてトマト、うり科野菜等について基準が設定値されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.17 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 17.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シアゾファミドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="566 1422 1412 1680"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>13.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	12.2	幼小児 (1~6 歳)	22.6	妊婦	9.4	高齢者 (65 歳以上)	13.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	12.2										
幼小児 (1~6 歳)	22.6										
妊婦	9.4										
高齢者 (65 歳以上)	13.0										
意見聴取の状況	平成 22 年 9 月 28 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 10 月 19 日~11 月 17 日パブリックコメントを実施 平成 22 年 11 月 1 日~12 月 31 日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 / <0.01, <0.01
大豆	0.3	0.3	○			0.06(\$), 0.04 / <0.01, <0.01
小豆類	0.1	0.1	○			0.02, 0.02
ばれいしよ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 / <0.01(#), <0.01(#) / <0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(だいこん) / <0.005, <0.005(はつかだいこん)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	10	10	○			5.07, 3.54(だいこん) / 1.5, 2.1(はつかだいこん)
かぶ類の根	0.3	0.3	○			0.08, 0.06
かぶ類の葉	20	20	○			14.6, 9.72
はくさい	2	1	○・申			0.02, 0.24 / 0.08, 0.32 / 0.10, 0.72
キャベツ	0.7	0.05	○・申			<0.01, <0.01 / 0.28(#), 0.16(#)
ケール	15	15	○			(こまつな参照)
こまつな	15	15	○			9.10(\$), 3.76
きょうな	10	10	○			1.85, 4.94
チンゲンサイ	3	3	○			1.02(\$), 0.76
ブロッコリー	1	1	○			0.24, 0.40
その他のあぶらな科野菜	15	15	○			0.70, 0.49(畑わさびの根)、0.02(#), 1.16(#)(なばな)、2.3, 8.5(はたけな)、1.3, 1.5(はたけな(なばな栽培))
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10	○			2.76, 0.10(レタス) / 5.17, 2.44(サラダ菜) / 1.26, 2.18(リーフレタス)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.36, 0.88
わけぎ	5	5	○			0.75, 1.64(\$)
その他のゆり科野菜	3	3	○			1.26, 0.88(葉たまねぎ)
にんじん	0.09		IT	0.09	アメリカ	【<0.01-0.045(n=18)(米国)】
みつば	10	10	○			2.04, 3.46(\$)
トマト	2	2	○			0.18, 0.52(トマト) / 1.00, 0.72(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.33(\$), 0.22
なす	0.5	0.5	○			0.11, 0.10
その他のなす科野菜	2	2	○			0.30, 0.46(ししとう) 0.37 / 0.80 / 0.68, 0.24(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○			0.08, 0.23(\$)
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【<0.01-0.05(n=4)(米国べぼかぼちや)】
しろり	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国べぼかぼちや参照】
すいか	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
まくわうり	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国べぼかぼちや参照】
その他のうり科野菜	0.1	0.1	○			0.02, 0.02(とうがん)
ほうれんそう	25	25	○			16.2(\$), 7.17
しょうが	3	3	○			0.23, 0.04(しょうが) / 1.38, 0.99(葉しょうが)
えだまめ	5	5	○			2.34, 0.40, <0.01, <0.01
その他の野菜	10	10	○			4.4, 3.8(おかひじき)
みかん	0.7	0.7	○			0.25(\$), 0.05
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.54(#), 0.47
レモン	5	5	○			2.03(\$), 0.33
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	5	5	○			(レモン参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(レモン参照)
ライム	5	5	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			1.06(すだち)、0.35(かぼす)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
いちご	0.7	0.7	○			0.29(\$), <0.01
ぶどう	10	10	○			6.36, 1.90(小粒) / 0.53, 1.26(大粒)
パパイヤ	0.5		IT		0.5 台湾	【0.10(#)(台湾)】
その他の果実	1	1	○			0.18, 0.40(\$)(いちじく)
その他のスパイス	10	10	○			3.38(\$), 1.51(みかん果皮) 0.89, 3.50(みょうが)
その他のハーブ	15	15	○			6.29(\$), 3.06, 3.58, 9.96(細わさびの茎葉、花、花茎及び葉)

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

シアゾファミド

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大豆	0.3
小豆類 ^(注1)	0.1
ぼれいしよ	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	10
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	20
はくさい	2
キャベツ	0.7
ケール	15
こまつな	15
きょうな	10
チンゲンサイ	3
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜 ^(注2)	15
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	2
わけぎ	5
その他のゆり科野菜 ^(注3)	3
にんじん	0.09
みつば	10
トマト	2
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^(注4)	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.1
しろうり	0.1
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜 ^(注5)	0.1
ほうれんそう	25
しょうが	3
えだまめ	5
その他の野菜 ^(注6)	10
みかん	0.7
なつみかんの果実全体	2
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^(注7)	5
いちご	0.7
ぶどう	10
パパイヤ	0.5
その他の果実 ^(注8)	1
その他のスパイス ^(注9)	10
その他のハーブ ^(注10)	15

(注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

(注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

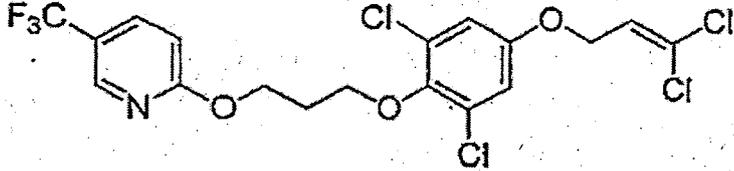
(注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ピリダリル(Pyridalyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	フェノキシ-ピリジロキシ誘導体の構造を有する殺虫剤である。詳細な作用機構は明らかになっていないが、野菜類の鱗翅目害虫及び総翅目害虫に対して防除効果を示す。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：豆類（未成熟）/ハスモンヨトウ										
我が国の登録状況	大豆、だいこん等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてキャベツ、ブロッコリー等、EUにおいてトマト、メロン類果実等について基準が設定値されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.028 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 2.80 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピリダリルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="560 1317 1402 1570"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>33.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>59.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>30.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	33.3	幼小児 (1~6歳)	59.3	妊婦	28.2	高齢者 (65歳以上)	30.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	33.3										
幼小児 (1~6歳)	59.3										
妊婦	28.2										
高齢者 (65歳以上)	30.2										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日~平成23年1月22日WTOT通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2	○			0.01,0.04/<0.01,<0.01
ばれいしよ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かんしよ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5	5	○			2.22(\$),0.76
はくさい	1	1	○			0.37,0.17
キャベツ	0.2	0.2	○			0.04,0.03
チンゲンサイ	15	15	○			2.83,8.02(\$)
ブロッコリー	2	2	○			0.60,0.50
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20	○			1.92,1.71(レタス) 1.40,6.68/15.2,5.98(リーフレタス) 11.2(\$),1.12(立ちちしや)
その他のきく科野菜	5	5	○			1.96,2.36(食用ぎく) 0.98,2.72(きく(葉))
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			1.76,1.60(葉ねぎ) 0.51,1.12(根深ねぎ)
アスパラガス	3	3	○			0.12,1.30(#)(%)
トマト	5	5	○			0.38,0.31(トマト) 1.12,1.76(\$)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.62,0.74
なす	1	1	○			0.36,0.36
その他のなす科野菜	5	5	○			2.14,1.79(とうがらし) 1.22,1.61(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.20,0.16
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
未成熟えんどう	5	5	○			2.46,1.42
未成熟いんげん	3	5	申			1.16(\$),0.60
えだまめ	5	5	○			1.47,1.72
その他の野菜	5		申			(未成熟えんどう、未成熟いんげん、 えだまめ参照)
いちご	5	5	○			1.64(\$),1.23
その他のハーブ	30	30	○			21.0,16.4(しそ) 4.81,5.36(しその花穂) 12.2,3.82(バジル)

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ピリダリル

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.2
ばれいしよ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしよ	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5
はくさい	1
キャベツ	0.2
チンゲンサイ	15
ブロッコリー	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20
その他のきく科野菜 ^{注1)}	5
ねぎ(リーキを含む。)	5
アスパラガス	3
トマト	5
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注2)}	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
メロン類果実	0.05
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	3
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注3)}	5
いちご	5
その他のハーブ ^{注4)}	30

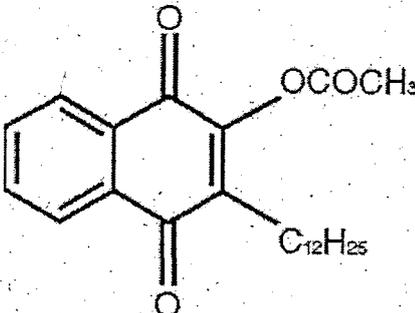
注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たげのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこと類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

アセキノシル (Acequinocyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	ナフトキノン骨格を有する殺ダニ剤であり、ダニ類のミトコンドリアの電子伝達系における酵素複合体を阻害することにより効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：うめ、さといも等/ハダニ類等										
我が国の登録状況	かんきつ、なす等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてりんご、かんきつ類等、カナダにおいてりんご、なし等、EUにおいてりんご、かんきつ類等について基準が設定値がされている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.022 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 2.25 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：アセキノシル及び代謝物 AKM-05 とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1444 1404 1702"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>39.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>22.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	18.9	幼小児 (1~6 歳)	39.3	妊婦	18.3	高齢者 (65 歳以上)	22.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	18.9										
幼小児 (1~6 歳)	39.3										
妊婦	18.3										
高齢者 (65 歳以上)	22.8										
意見聴取の状況	<p>平成 22 年 11 月 2 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成 22 年 11 月 11 日~12 月 10 日パブリックコメントを実施</p> <p>平成 22 年 11 月 23 日~平成 23 年 1 月 22 日 WTO 通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.5	0.5	○			<0.03,0.20
やまいも	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03
その他のきく科野菜	5		申			2.0(\$),0.9(食用ぎく)
ピーマン	2		申			0.79,0.98
なす	1	1	○			0.49(#),0.35(#),0.23(#),0.32(#)
その他のなす科野菜	1	1.0		1.0	韓国	【0.58(韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.08(#),0.11(#)(\$)
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			0.16,<0.10
しろり	0.7	0.7	○			きゅうりの残留値の2倍にて緊急登録(農林水産省からの理由書による要請)
すいか	0.1	0.1	○			<0.03(#),<0.03(#)
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.03(#),<0.03(#)
まくわうり	0.1	0.1	○			(メロン参照)
その他のうり科野菜	0.7	0.7	○			しろりの緊急登録と同期化した対応(農林水産省からの理由書による要請)
その他の野菜	1	0.7	○・申			0.11,0.27(\$)(食用バンジー) 0.2,0.4(\$)(さといも菜柄)
みかん	0.2	0.2	○	0.20	アメリカ	0.03(#),0.03(#)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.91(#),0.44(#),0.64(#),0.52(#)
レモン	1	1	○			0.41(#)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2	2	○			(なつみかん果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかん果実全体参照)
ライム	2	2	○			(なつみかん果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			0.29(#)(かぼす) 0.46(#)(すだち)
りんご	0.7	1	○			0.23(#),0.26(#) 【0.025-0.226(n=24)(米国)】
日本なし	1	1	○			0.77(#),0.28(#),0.31(#),0.35(#), 0.44,0.18
西洋なし	1	1	○	0.40	アメリカ	(日本なし参照) 【0.011-0.049(n=12)(米国)】
マルメロ	0.4	0.4		0.40	アメリカ	【米りんご、西洋なし参照】
びわ	0.4	0.4		0.40	アメリカ	【米りんご、西洋なし参照】
もも	0.1	0.1	○			<0.03(#),0.03(#)
ネクタリン	1	1	○			0.36,0.30
あんず(アブリコットを含む)	0.7	0.7	○			0.05,0.28(\$)
すもも(プルーンを含む)	2	2	申			0.92,0.45
うめ	2	2	○			0.44(#),0.57(#)
おうとう(チェリーを含む)	2	2	○			
いちご	2	2	○			0.43,0.71
ぶどう	0.5	0.5	○			0.14,0.14
パパイヤ	1	1	○			0.45,0.42
マンゴー	0.5	0.5	○			0.17,0.19
その他の果実	2	2	○			0.69,0.81(あけび) 0.21,0.21(ゴレンシ)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
くり	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参照】 【<0.02(n=5)(米国)】 【<0.02(n=5)(米国)】 【米国ペカン、アーモンド参照】 【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
アーモンド	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
くるみ	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
その他のナッツ類	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
茶	40	40	○				32.9(#)(§),4.8(#),3.6(#),14.3(#)
その他のスパイス	5	5	○				0.3,0.8(さんしょう) 1.92(#),3.00(#)(みかんの果皮)
その他のハーブ	10	10	○				4.8,2.2(しそ(葉))
牛の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
牛の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

アセキノシル

食品名	残留基準値*
	ppm
小豆類 ^{注1)}	0.5
やまいも(長いもをいう。)	0.2
その他のきく科野菜 ^{注2)}	5
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注3)}	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.5
しろり	0.7
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.7
その他の野菜 ^{注5)}	1
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	2
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	1
りんご	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.4
びわ	0.4
もも	0.1
ネクタリン	1
すもも(プルーンを含む)	0.7
うめ	2
おうとう(チェリーを含む)	2
いちご	2
ぶどう	0.5
パイナップル	1
マンゴー	0.5
その他の果実 ^{注7)}	2
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注8)}	0.02
茶	40
その他のスパイス ^{注9)}	5
その他のハーブ ^{注10)}	10
牛の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02

※今回残留基準を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及びアセキノシルヒドロキシ体(3-オキシ-2-ヒドロキシ-1, 4-ナフトキノン)をアセキノシル含量に換算したものの和をいうこと。

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びびくるみ以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

インダノファン (Indanofan)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	インダン骨格を有する除草剤である。作用機構として、蛋白質及び脂肪酸の生合成を阻害することで、細胞分裂・伸長を阻害し、雑草の生育を停止し枯死させると考えられている。除草活性はS体のみが存在する。										
適用作物／適用雑草	移植水稻、直播水稻 / 水田一年生雑草										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドいずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.0035 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 0.356 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：インダノファンとする。										
暴露評価	TMDI／ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>9.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p>		TMDI／ADI比 (%)	国民平均	10.3	幼小児（1～6歳）	19.4	妊婦	8.7	高齢者（65歳以上）	9.3
	TMDI／ADI比 (%)										
国民平均	10.3										
幼小児（1～6歳）	19.4										
妊婦	8.7										
高齢者（65歳以上）	9.3										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日～2月25日パブリックコメントを実施 平成23年1月31日～平成23年4月1日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
小麦	0.05		申			<0.01, <0.01
大麦	0.05		申			<0.01, <0.01
魚介類	0.04	0.04				推:0.033

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申(案)

(別紙2)

インダノファン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.05
大麦	0.05
魚介類	0.04